

相談事例

ID: 03-01-012

相談タイトル

大学進学に伴い契約した学生寮の家賃等について（新型コロナ関連）

Q：ご相談内容

息子の大学（東京）進学に伴い、学生寮の契約をし4月分の家賃・食費・通信費等を振込んだ。その後、新型コロナウイルス感染の関係から引越しを見合わせ、現時点(5/25)でも引越ししていない。4月の時点で学生向け管理会社と話し合い、家賃の支払いは5月分からでいいということになった（食費・通信費は入居まで不要）。すでに支払済の4月分は5月分家賃に充当することになったが、4月末に5月分家賃の請求がきたり、管理会社内で話がきちんと伝わっていないのか、連絡する度に一から説明しなくてはならない。また、食費と通信費は入居するまで支払わなくていいことになったので家賃のみを引落してほしいが、システム改修が追いつかない等の理由で、今月も食費と通信費が引き落とされてしまう。どうしたらいいか。

A：回答

食費や通信費を含んで家賃が引き落とされることについては、明確に「システム改修が追いつかない事」という理由がありますので、返金方法なども含め、文書により管理会社とお互いに確認をされ、実行してくれるよう申出て下さい。今後やりとりが生じた場合も、お互いに書面で通知・確認しあう方法で処理してほしい旨、不動産業者に話してみる事が良いと考えます。